

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島田市は、特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、情報の漏えい、遺失、毀損等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されないよう、このような事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県島田市長

公表日

令和7年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第39号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理 ②認定請求及び現況の届出に係る事実の審査 申請、届出等は窓口、郵送で受領する。
③システムの名称	住民情報システム(児童手当)、団体内宛名統合システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当又は特例給付に関する情報ファイル、団体内統合宛名ファイル、中間サーバー情報連携用副本データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表81の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 ③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。)第2条第23号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) *番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「児童手当法」が含まれる項 106、107の項 *口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。)第7条第4号 (情報提供の根拠) *番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 42、53、76、125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て応援課 子育て応援係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島田市役所 こども未来部 子育て応援課 子育て応援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7159

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

島田市役所 こども未来部 子育て応援課 子育て応援係
〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7159

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報の誤りが無いか確認を徹底すること、また特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。加えて、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても保護責任者(所属長)の確認を行うようにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報を含む書類の受け渡し ・特定個人情報を含む書類等を保管する際の確認 等

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <p style="text-align: left;"><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	島田市特定個人情報等取扱規程に基づく点検を事務ごとに実施しているだけでなく、点検結果の確認と安全管理措置の状況確認を实地監査にて行っている。特定個人情報が適正に取り扱われているか内部監査人が確認を行い、必要において指導を通じた改善を促している。また全職員を対象とした個人情報保護(情報セキュリティ含む)研修の開催と個人番号を取り扱う職員を対象とした特定個人情報保護研修を毎年継続的に実施しており、対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 岡部隆祥	課長 菊池智博	事後	所属長の変更
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 菊池智博	課長 清水寿道	事後	所属長の変更
平成30年3月28日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務②	①児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理 ②認定請求及び現況の届出に係る事実の審査	①児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理 ②認定請求及び現況の届出に係る事実の審査申請、届出等は窓口、郵送、および電子申請(しずおか電子サービス)で受領する。	事前	子育てワンストップサービスに係る電子申請サービスの開始
平成30年3月28日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務③	住民情報システム(児童手当)、団体内宛名統合システム、中間サーバー	住民情報システム(児童手当)、団体内宛名統合システム、中間サーバー、電子申請(しずおか電子サービス)	事前	子育てワンストップサービスに係る電子申請サービスの開始
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 清水寿道	課長 石間幸典	事後	所属長の変更
平成30年4月1日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点の更新
平成30年4月1日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点の更新
平成31年4月1日	対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点の更新
平成31年4月1日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点の更新
平成31年4月1日	I 5②所属長の役職名	課長 石間幸典	課長	事後	様式の改正による
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	省略	事後	様式の改正による
令和2年4月1日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	時点の更新
令和2年4月1日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	時点の更新
令和3年4月1日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点の更新
令和3年4月1日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点の更新
令和4年6月1日	I 3法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第56項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 56の項	事後	誤記による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	I 4②法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7項別表第二(以下「別表第二」という。)第74項、第75項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。)74の項、75の項	事後	法改正に伴う修正 誤記による修正
令和4年6月1日	I 4②法令上の根拠	③別表第二 第26項、第30項、第87項	③別表第二 26の項、30の項、87の項	事後	誤記による修正
令和4年6月1日	I 1③システムの名称	電子申請(しずおか電子サービス)	削除	事後	利用の停止
令和4年6月1日	I 1②内容の概要	②認定請求及び現況の届出に係る事実の審査申請、届出等は窓口、郵送、および電子申請(しずおか電子サービス)で受領する。	②認定請求及び現況の届出に係る事実の審査申請、届出等は窓口、郵送で受領する。	事後	内容の訂正
令和5年1月1日	I 1②事務の概要	児童手当法及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	児童手当法及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和5年1月1日	I 3法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 56の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第44条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 56の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第44条 ③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第23号	事後	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	I 4②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。)74の項、75の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第40条 (情報提供の根拠) ③別表第二 26の項、30の項、87の項 ④主務省令 第19条第1号カ、第44条第1号カ	(情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。)74の項、75の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第40条 ③デジタル庁令第7条第4号 (情報提供の根拠) ④別表第二 26の項、30の項、87の項 ⑤主務省令 第19条第1号カ、第44条第1号カ	事後	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和5年1月1日	II 1対象人数	令和3年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う対象人数の更新
令和5年1月1日	II 2対象人数	令和3年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う対象人数の更新
令和7年12月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		「 島田市は、 」を文頭に追加	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 1 ②事務の概要	児童手当法及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (以下省略)	児童手当法及び行政手続に おける 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「 番号法 」 と いう。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第 39 号。以下「 口座登録法 」 と いう。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (以下省略)	事後	見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月24日	I 3 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 56の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第44条 ③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第23号	①番号法第9条第1項 別表81の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条 ③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。)第2条第23号	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。) 74の項、75の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。) 第40条 ③デジタル庁令第7条第4号 (情報提供の根拠) ④別表第二 26の項、30の項、87の項 ⑤主務省令 第19条第1号カ、第44条第1号カ	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「児童手当法」が含まれる項 106、107の項 ・口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。)第7条第4号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 42、53、76、125、141、161の項	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	II 1 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年12月24日時点	事後	評価の再実施による
令和7年12月24日	II 2 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年12月24日時点	事後	評価の再実施による
令和7年12月24日	IV 8 人手を介在させる作業		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加
令和7年12月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加